松戸市へ求職活動等を行う皆様へ

本市では、採用試験・選考、採用に関する説明会、インターンシップ、各種実習などの求職活動等において、求職者の皆様が健全な環境において安心して参加できるようにハラスメントの防止に取り組んでいます。

安心して面談や実習等に参加していただけるように次のとおり、求職活動等における基本的なルールを定めています。

●求職活動等における本市のルール

１　面談等の実施体制

面談や実習等は、原則として複数の職員で対応する又は、第三者の目が届く環境で実施する。

２　求職者等への連絡手段

求職者等への連絡は、原則として本市のメールアドレス、電話番号または本市が使用する採用システム等を介した方法のみで行う。

３　相談窓口

求職者等からの相談にあたっては、ハラスメントに該当するかどうかの判断が難しい場合も含め、幅広く相談を受け付ける。また、相談者や関係者のプライバシーにも十分配慮するとともに相談を行ったことや事実確認に協力したことで、不利益を受けることがないように配慮する。

【相談窓口・連絡先】

所属部局	相談窓口	
全部署共通	総務部人事課医務室	TEL047－366-7602
市長部局・下記以外の部局	総務部人事課★	TEL047－366-7306
教育委員会	みらい教育創造部教育総務課★	TEL047－366-7455
消防局	消防局消防総務課★	TEL047－363-1116
病院事業	管理局人事課★	TEL047－712-0715
水道事業	水道部総務課★	TEL047－309-4007

★印は任命権者のいる各部局の「人事担当課」となります。